

● 東松山市再犯防止推進計画

I 計画策定の趣旨

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りのない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く、十分な支援を受けられないまま再度犯罪に手を染めてしまうことも見受けられます。再犯を防ぐためには、継続的に社会復帰を支援することが必要です。

このため、本市でも国や関係団体等と連携し、犯罪をした人等が地域社会の一員として円滑に社会復帰ができ、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を「東松山市地域福祉計画」に内包した計画として策定するものです。

II 現状と課題

II-1 刑法犯検挙の状況

平成30年から令和4年までの東松山警察署管内（東松山市、滑川町、川島町、吉見町）刑法犯数の推移については、年々減少傾向にあります。再犯者率は平成30年が46.9%、令和4年が47.1%であり変化はありませんでした。埼玉県全体では、刑法犯数及び再犯者率ともに減少傾向にあります。

また、再犯防止については、市民の理解が得にくいことや、保護司会などによる更生保護団体の活動が市民に十分認知されていないことが課題です。

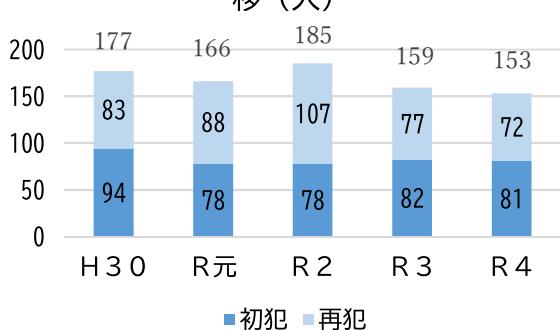
II-2 保護司等の状況

東松山地区（東松山市、滑川町、川島町、吉見町）で活動する保護司の数は、令和6年1月1日現在40人で、定数48人に対し、充足率は83.3%となっています。

また、過去5年間の東松山地区での保護観察取扱件数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年1月1日現在の保護観察件数は24件です。同時点の埼玉県全体の保護観察件数は1,285件となります。

（資料：東京矯正管区）

東松山署管内 刑法犯検挙者数の推移（人）



埼玉県内 刑法犯検挙者数の推移（人）



● 更生保護とは ●

更生保護は、犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動です。

● 保護司とは ●

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

III 取組内容

III-1 就労・居住の支援

犯罪をした人等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、生活困窮者自立支援制度の活用や就労支援機関と連携を図り、就労の支援や住居の確保に必要な支援を行います。

III-2 保健医療・福祉サービスの利用促進

犯罪をした人等のうち、高齢者や障害のある人等複合的な要因により、自立した生活を営むことが困難な状況になっている人に対し、保健医療・福祉サービスの利用支援など、適切な支援を行います。

III-3 関係機関との連携強化

国や保護司研究協議会など更生保護を担う機関や団体等の事業に協力します。

また、青少年健全育成活動や薬物乱用防止の観点から、保健所や民間団体と連携し啓発等を行います。

III-4 啓発活動による理解促進

市民の再犯防止に対する関心を高め、安全で安心な地域社会の実現のため、保護司研究協議会など関係団体と連携し、「社会を明るくする運動」をはじめとする啓発活動を推進します。

● 施策の方向性

本市における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワークを構築し、関係機関による連携体制を構築するなどの体制強化について検討を図ります。

● 東松山市成年後見制度利用促進基本計画

この項目を、成年後見制度利用促進法第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、以下の施策に取り組みます。

I 地域連携ネットワークの構築

I-1 地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

地域連携ネットワークの役割として、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階から相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法を含めた連携の仕組みを構築し、個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める協議会の設置を目指します。

I-2 中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核として「本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能」と「その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組」の強化を目指します。

I-3 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

以下の4つの役割を担います。

広 報	成年後見制度について、パンフレット作成、配布、研修会の開催など普及・啓発を行います。
相 談	相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。また専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行います。
利 用 促 進	市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行います。

後見人支援	親族後見人からの相談に対応とともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。
-------	---

II 市民後見人の育成・活躍

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に向けて取り組みます。その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

III 東松山市成年後見センターの機能・拡充

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関としての役割や関係機関との連携について強化を目指します。

IV 成年後見制度の利用支援

IV-1 市長申立て

判断能力が十分でない方が、成年後見人等が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

IV-2 報酬助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

■地域連携ネットワークのイメージ図

